

令和2年  
第4回多摩市議会  
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 11 号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

提出者	多摩市議会議員	本間 としえ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならぬ喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

議員提出議案第 12 号

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

提出者	多摩市議会議員	渡辺 しんじ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すととともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるように、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連

携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。

- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。
- 10 住居確保給付金制度の対象とならない、単身で暮らす学生の居住支援制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議員 藤原マサノリ

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
法務大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
国土交通大臣 殿

議員提出議案第13号

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年12月21日

提出者	多摩市議会議員	池田 けい子
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣官房長官 殿  
総務大臣 殿  
法務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

国土交通大臣 殿

国家公安委員会委員長 殿

議員提出議案第 14 号

生活保護制度に夏季加算の新設の検討を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

提出者	多摩市議会議員	橋本 由美子
賛成者	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 生活保護制度に夏季加算の新設の検討を求める意見書

地球温暖化と言われる中で、夏季の暑さもクーラーなしでは過ごせないものになっています。消防庁の発表によると今年6月1日から8月16日までに熱中症で救急搬送された人は全国で3万5317人に達し、65歳以上の高齢者が60%以上を占めています。発生場所は半数が自宅となっており、コロナ禍とあいまって外出を控えた方たちが、暑さの中で熱中症をおこすケースが多いことがわかります。当然死に至る確率も高齢者が多くなっています。クーラーの活用が予防策とわかっているにもかかわらず、生活保護利用者にとっては電気代が大きな負担となっており、「なるべくがまんしよう」という気持ちになるのが現状です。

厚生労働省は、熱中症による健康被害が多発するなか、1昨年(2018年)6月に、一定の条件を満たす場合に生活保護利用者にエアコン等の冷房機器購入費と設置費用の支給を認めています。ところが、前述のように電気代の負担増を考えての利用控えが起きている状況があります。暖房代等の支出に対しての冬季加算はありますが、現状では夏季加算は認められていません。

よって多摩市議会は、猛暑から生活保護利用者の生命を守る観点から、生活保護制度に夏季加算の新設を検討することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

議員提出議案第 15 号

香港民主主義への抑圧に抗議し、  
日本版マグニツキー法の成立への検討を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者	多摩市議会議員	遠藤 ちひろ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

香港民主主義への抑圧に抗議し、  
日本版マグニツキー法の成立への検討を求める意見書

2014年の雨傘運動、そして2019年の逃亡犯条例への反対運動。次々と繰り出される民主主義抑圧の条例案に対して、若者を中心とする民主派の抵抗は日に日に高まり、一触即発の事態が続いてきた。業を煮やした中国政府によって今年6月、国家安全維持法が導入されたことは記憶に新しい。

同法が香港市民はもとより、世界的な非難を浴びているのは英中共同声明による一国二制度を有名無実化するものだからだ。香港特別行政区基本法によって返還から50年間、香港では集会の自由や表現の自由、独立した司法などが保障されている。ところが今回の国家安全維持法では捜査から判決、処罰に至るまでの全てを中国当局が引き継ぐこともできる（第56条）うえに、国家安全に関わる特定の事件では陪審抜き非公開裁判も可能としており、まさに一国二制度は風前の灯といえよう。それを証明するように同法導入後、早々に民主派の周庭（アグネス・チョウ）やアップルデイリー紙創刊者の黎智英（ジミー・ライ）も逮捕されている。

英中共同声明の当事者でもある英国政府は、香港との犯罪人引き渡し条約を「即日かつ恒久的に」停止する方針を明らかにしたうえで、米国・カナダ・リトアニアなどと歩調を合わせ、著しい人権侵害に対して当該国首脳の入国制限や経済制裁を可能にするマグニツキー法を成立させた。この動きは欧州委員会や豪州にも広がっている。同法を実際に発動しなくとも、多様な外交手段を持つことで民主主義を抑圧する動きに対して大きな牽制になると考えられ、我が国の国会においても超党派の議員連盟を中心に、「日本版マグニツキー法」制定に向けた党派調整が佳境を迎えていると聞く。

これらの状況を踏まえて、同法の成立への検討を含む外交努力のさらなる加速と、適切な外交プロセスの進展を日本政府に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿